

笠岡市地域情報化基本計画（第2次）



平成20年 3月

笠 岡 市

は じ め に

笠岡市では、平成13年11月に「笠岡市地域情報化基本計画」を策定し、地域情報化を推進してきました。

これまでにケーブルテレビ（CATV）の整備、行政情報サービスやホームページの構築、庁内LANの整備など、市民サービスの向上や行政の合理化・効率化に向けた多様な情報化施策を積極的に行ってまいりました。

しかし、今日の少子高齢化の進展や産業構造の変化、情報通信技術の急速な進歩などにより、本市を取り巻く情報通信の環境は大きく変化しています。

このような中で、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応し、情報化施策を着実に推進するため、新しい情報化計画を策定することといたしました。

本市は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政との間での情報の共有やコミュニケーションの活性化を図り、ICT（情報通信技術）がもたらす利便性を誰もがいつでもどこでも容易に享受できる地域社会が実現されるよう、本計画に沿って情報化施策を積極的かつ的確に推進してまいります。

今後は、市民の皆様をはじめ、国や県、関係機関等のご理解とご協力を得ながら、「活力ある福祉都市・笠岡」の実現に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました笠岡市情報化推進懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様方に対しまして心から厚くお礼申し上げます。



平成20年 3月

笠岡市長 高 木 直 矢

< 目 次 >

本編

第1章 笠岡市地域情報化基本計画（第2次）の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	国・県の取り組み	3

第2章 本市の情報化の現状と課題

1	本市の現状	9
2	本市における地域情報化の現状	11
3	地域情報化の課題	20

第3章 計画の実現に向けて

1	今後の取り組みについて	27
2	施策体系	28
3	地域情報化・電子市役所の実現	31
4	推進体制	38
5	施策推進にあたっての留意事項	39

資料

※笠岡市情報化推進懇話会設置要領

※笠岡市情報化推進懇話会委員名簿

※用語集

第1章 笠岡市地域情報化基本計画(第2次)の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

笠岡市は、平成13年11月に「笠岡市地域情報化基本計画」を策定し、この計画に基づいて、情報通信基盤の整備、各種の情報システムの整備など地域の情報化を推進してまいりました。

この間に情報通信技術は急速な進歩を遂げ、地域情報化をめぐる市民の意識や社会情勢も大きく変化してきました。

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」様々な情報機器、情報通信ネットワークを利用し、時間や場所の制約を受けずに、各種サービスを受けられるユビキタス社会※¹の到来が間近に迫っています。

そこで、これらの状況の変化に的確に対応するため、「笠岡市地域情報化基本計画」の見直しを行い、今後の地域情報化を具体的に推進するための総合的な考え方や施策を示す「笠岡市地域情報化基本計画(第2次)」を策定することとします。

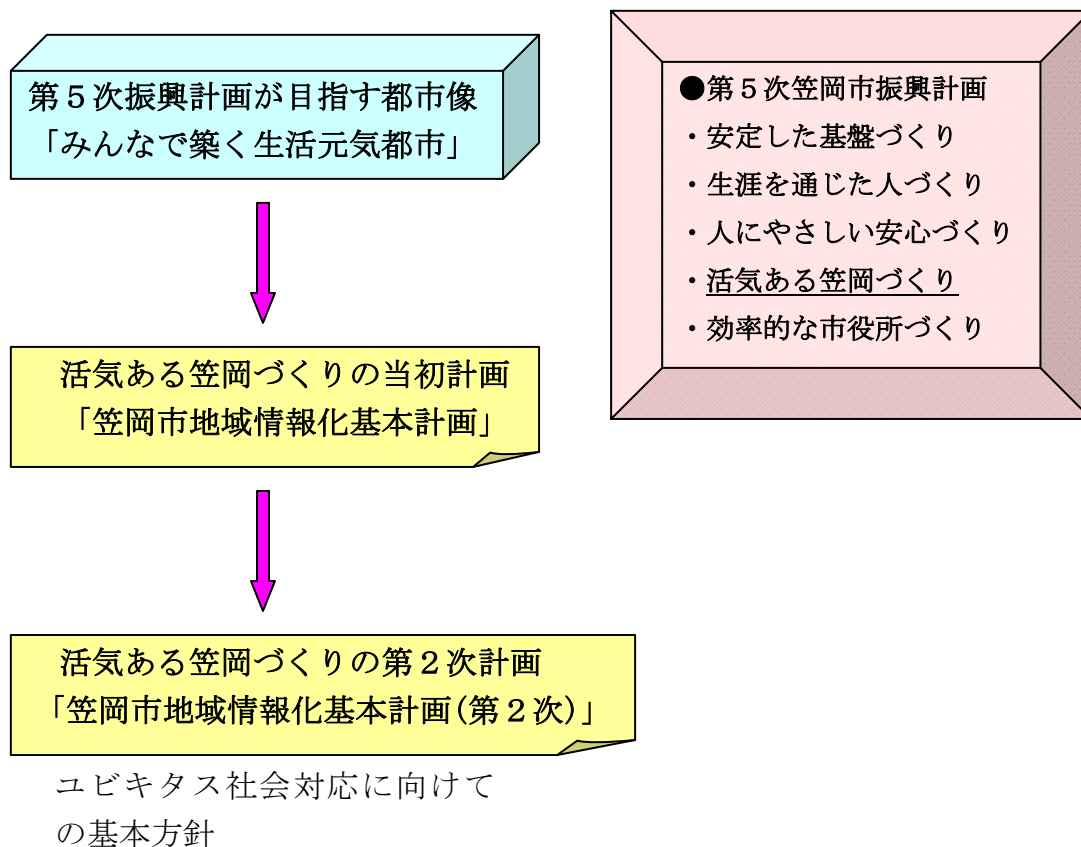


※1 ユビキタス社会「ubiquitous」

情報通信の機械を利用して、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」世代や地域を越えた意思疎通が盛んになり、さらに新しい社会の仕組みや価値観が生み出される、個性ある社会を表します。

2 計画の位置づけ

笠岡市地域情報化基本計画(第2次)の位置づけは、前計画となる笠岡市地域情報化基本計画に引き続き、第5次笠岡市振興計画が目指す都市像「みんなで築く生活元気都市」を実現するため、地域情報化の面からとらえた笠岡市の基本方針(ガイドライン)とします。



3 計画期間

笠岡市地域情報化基本計画(第2次)は、平成20年度から平成24年度までの5年計画とします。

なお、本計画については社会経済情勢の変化や情報通信技術の進展・普及の状況、本市における地域情報化の進捗状況を考慮しながら、必要に応じて見直すものとします。

4 国・県の取り組み

(1) 国の取り組み

近年の情報通信技術の飛躍的な発展により、産業、社会構造の変化が世界的規模で進展しています。

このような状況下で、国は、平成11年、高度情報通信ネットワーク^{※2}社会形成基本法を制定し、この法律に基づき、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、同本部において、我が国が2005年までに世界最先端のIT^{※3}国家になることを目指したe-Japan^{※4}戦略を策定し、具体的な取り組みを進めてきました。

さらに、平成14年2月に戦略Ⅱ加速化パッケージ^{※5}を、平成15年7月にIT基盤整備からIT利活用による「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を目指すe-Japan戦略Ⅱを策定しました。

その後、平成16年4月には、e-Japan戦略で整備された通信施設を利用・進展させ、平成22年までに日本をユビキタス社会へと発展させていくことを目的としたu-Japan^{※6}構想を策定しました。平成17年2月にIT政策パッケージ、平成18年1月にIT新改革戦略が策定されています。



※2 ネットワーク「network」

網という意味の英単語。複数の線が網の目のようにお互いに接続された状態などを言います。

※3 IT「Information Technology」

情報通信技術を表す言葉を表します。コンピュータやデータ通信に関する技術用語です。

※4 e-Japan

「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（通称IT戦略本部）が掲げた政策。基本構想として「すべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に受けることができる社会の実現に向け、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とした政策です。

※5 パッケージ「package」

一括して処理することを表します。生産と流通を一括して処理するなど簡素化することもあります。

※6 u-Japan

ユビキタス社会が実現されるための構想。

情報技術の基盤整備に重点を置いたe-Japan戦略からユビキタス社会の実現を目指して総務省が2006年から2007年にかけて実施する、情報通信技術を推進する政策の名称です。

国の情報化施策の流れ一覧表（平成１３年以降）

平成１３年 １月	「e-J a p a n戦略」の決定 【高度情報通信ネットワーク社会の実現を目指すことを目標にしたもの】
平成１３年 ３月	「e-J a p a n重点計画」の策定
平成１４年 ６月	「e-J a p a n重点計画２００２」の策定
平成１５年 ７月	「e-J a p a n戦略Ⅱ」の決定 【ＩＴ利用・活用重視「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を目標にしたもの】
平成１５年 ８月	「電子自治体推進指針」の策定 【「ＩＴ革命に対応した地方公共団体における情報化施策の推進に関する指針」及び「電子政府・電子自治体推進プログラム」の改訂版を示したもの】
平成１５年 ８月	「e-J a p a n重点計画２００３」の策定
平成１６年 ２月	「戦略Ⅱ加速化パッケージ」の決定 【e-J a p a n戦略Ⅱを確実に遂行するためのパッケージ】
平成１６年 ６月	「e-J a p a n重点計画２００４」の策定
平成１６年１２月	「u-J a p a n政策」の決定 【e-J a p a n戦略に基づき 2010 年までにユビキタス社会を実現することを目標にしたもの】
平成１７年 ２月	「ＩＴ政策パッケージ２００５」の策定 【2010 年度までに高速又は超高速インターネットの利用が可能となる社会の実現】
平成１８年 １月	「ＩＴ新改革戦略」の策定 【ＩＴ政策パッケージの取り組みを加速させるため方向性を示したもの】
平成１８年 ７月	「重点計画２００６」の策定
平成１８年 ８月	「平成１９年度 ＩＣＴ政策大綱」公表 【ユビキタスネットワーク基盤の整備，ＩＣＴ利活用の高度化，ＩＣＴ利用環境の整備，技術戦略，国際戦略の総合的な推進を目標にしたもの】
平成１８年 ９月	「u-J a p a n推進計画２００６」の公表 【ユビキタスネット社会の実現を円滑に進めるため、ＩＣＴ政策を個別施策レベルまで掘り下げ，u-J a p a n政策の総合的な推進を担保しつつ，状況に応じ重点的な取り組みを行う分野を定めるため策定したもの】
平成１９年 ３月	「新電子自治体推進指針」の策定 【「電子自治体推進指針」の策定から，地方公共団体を取り巻く環境が変化したことを踏まえ，今後の方向性を提示するため新たに策定したもの】

(2) 県の取り組み

◆岡山県

岡山県では、インターネットが県民に欠かせない情報手段となる高度情報化社会の到来を予測し、平成8年に岡山県高度情報化基本計画を策定後、全国に先駆けて高速で24時間いつでも使えるインターネットの利用環境(岡山情報ハイウェイ)を整備してきました。

その後の急速なIT革命の進展や、岡山情報ハイウェイ基幹回線の整備完了等から平成13年に高度情報化の推進に向けて県と市町村、企業・団体が連携を図りながら、文化・教育・医療・福祉、産業振興などのあらゆる場面でITを活用することを目標にした「おかやまIT戦略プログラム」を、また、同プログラムの進化・発展版として、平成18年度を目標としてITを活用した各種サービスやデジタルデバイド※7(情報格差)等の課題に取り組み、情報先進県おかやまを目標とした「おかやまIT戦略プログラムe e(evolution edition:進化・発展版)」を策定し、ネットワーク戦略・生活実感戦略・経済活性化戦略・電子自治体戦略・人材育成戦略・情報首都戦略・安心、安全戦略の7つの戦略を柱として情報化を推進してきました。

こうした取り組みから、10年かけて構築された県民の貴重な財産である全国最先端の情報基盤(IPv6※8)を効果的に活用して、情報化を一層推し進める観点から、無線などの技術を活用してデジタルデバイドの解消を図る「岡山情報ハイウェイセカンドステージ構想」とコミュニティ※9の中でITを活用したまちづくりを進める「コミュニティIT・タウン構想」を2つの柱とした「新おかやまIT戦略プログラム～おかやまITイニシアティブ～」が平成19年に策定されました。



※7 デジタルデバイド「digital divide」

一般的に情報通信技術(インターネット、携帯通信など)の恩恵を受けることのできる人とそうでない人との情報格差を表す言葉です。

※8 IPv6「Internet Protocol version 6」

現在広く利用されているインターネットの規格より新しい規格で、次世代インターネット規格となるものです。

※9 コミュニティ「community」

地域社会を表す言葉です。

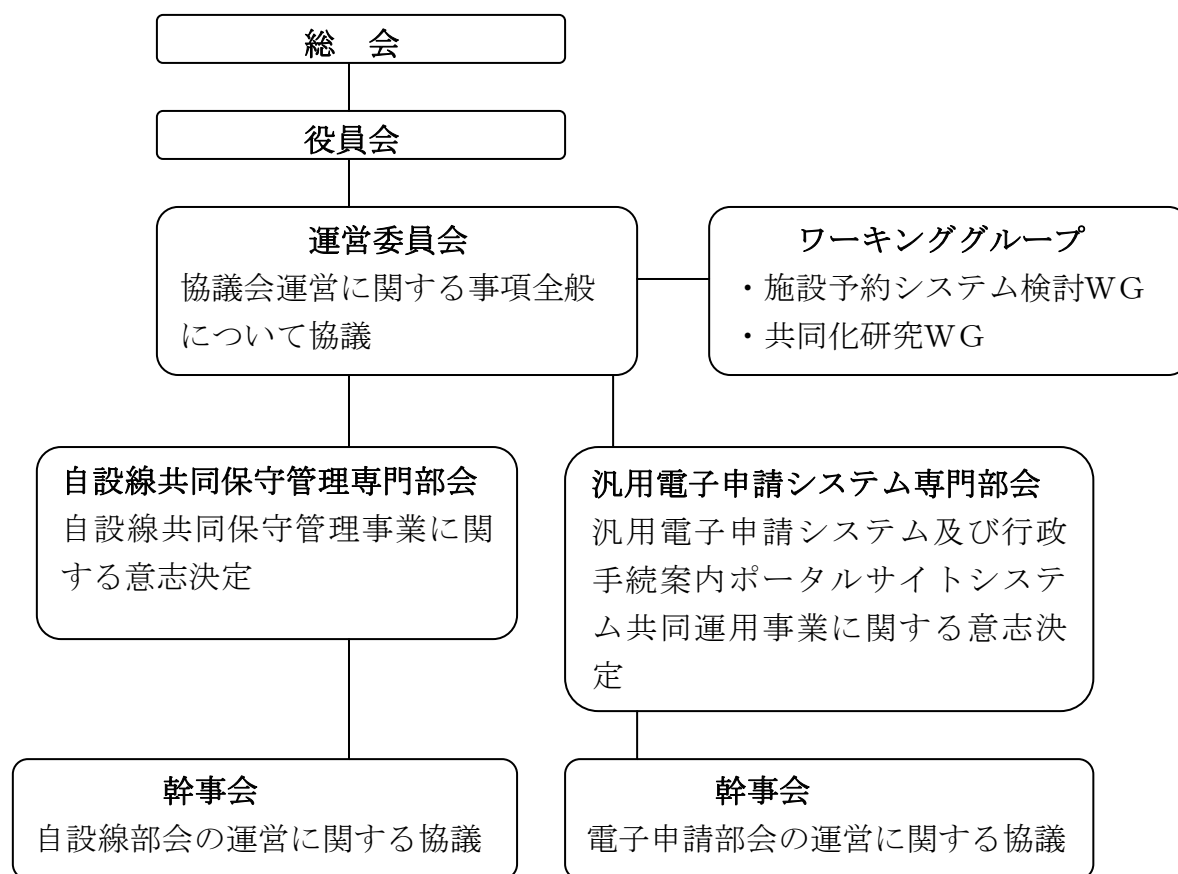
◆岡山県電子自治体推進協議会

国のe-Japan重点計画に基づいた電子政府・電子自治体構想から、地方自治体を含め、新たな住民サービスを提供する電子自治体の構築が急務となったことから、岡山県においても、県及び県内全市町村の連携のもと、住民サービスの向上と行政事務の効率化のため、県内全域での情報化を推進することを目的として、平成14年3月に「岡山県電子自治体推進協議会」を設立しました。

様々なシステムの共同利用を研究するためのワーキンググループ※10などを組織して検討を重ね、平成15年からは電子申請システムを、平成18年からは行政手続きの電子ポータルサイトの共同運用を開始しました。

また、現在は施設予約システムの共同利用についても研究を進めています。

岡山県電子自治体推進協議会 組織体制(平成19年度)



※10 ワーキンググループ「Working Group」

システムなどを有効活用するにはどうしたらよいか、利用者の立場で課題を共有・検討し、解決策の討議や活用法などについて議論を行う組織をいいます。

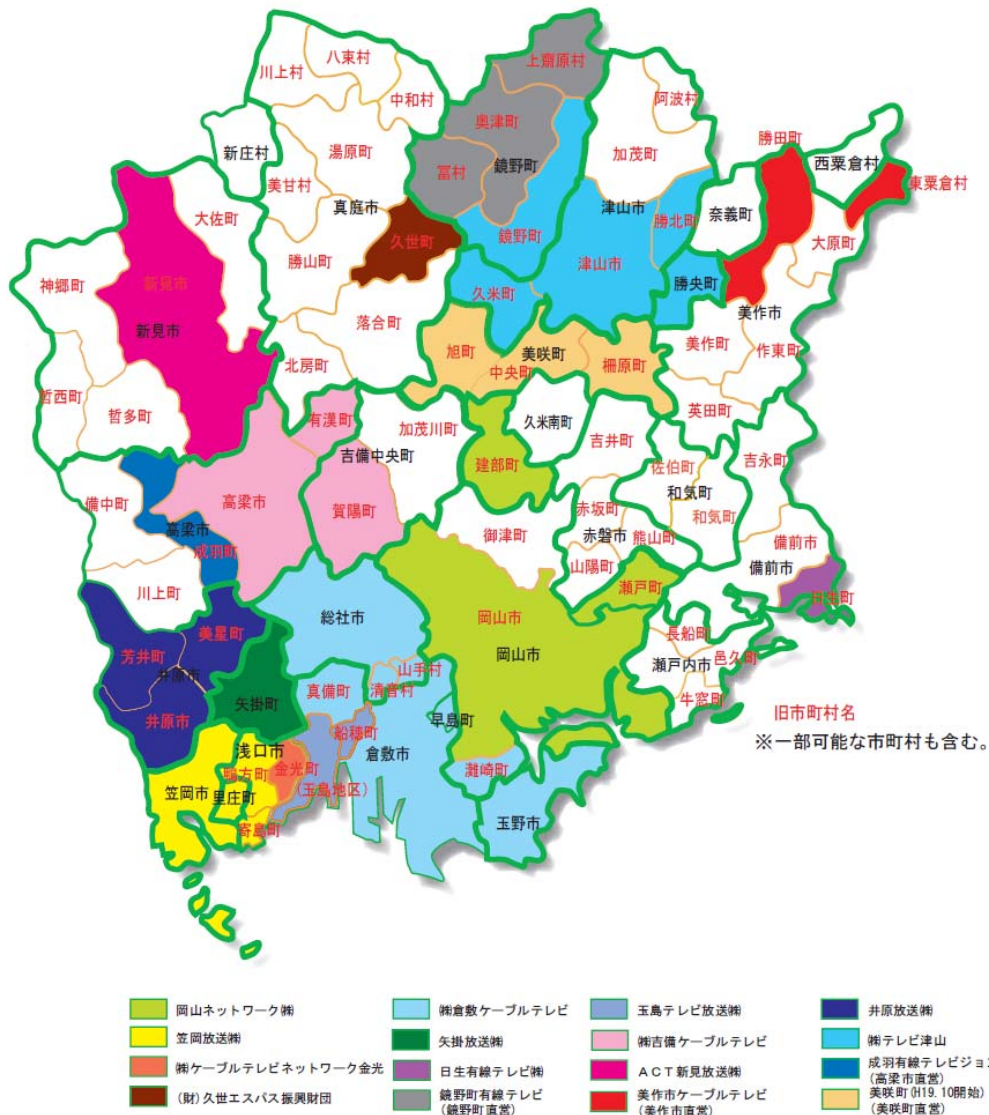
県の情報化施策の流れ一覧表（平成１３年以降）

平成１３年　２月	「おかやまＩＴ戦略プログラム」の策定 【高度情報化に向けてＩＴを活用し経済活動や社会生活が発展・飛躍する社会を目標にしたもの】
平成１４年　３月	岡山県電子自治体推進協議会発足 岡山県情報化推進計画の策定
平成１４年１１月	おかやま生活便利帳ホームページ公開
平成１５年　２月	電子申請システム運用開始
平成１５年　３月	全市町村との光ファイバによる接続完了
平成１５年　８月	電子申請システムの市町村手続きへの取扱拡大
平成１６年　２月	「おかやまＩＴ戦略プログラムｅｅ」の策定 【前計画の期間満了とＩＴ社会の急速な進展に対応するため、策定したもの】
平成１６年　３月	岡山情報ハイウェイの高速大容量化（１～１０Ｇｂｐｓ） ・ＩＰｖ６化の運用
平成１６年　５月	岡山ＩＰｖ６コンソーシアム設立
平成１７年　１月	地方税電子申告システム運用開始
平成１８年　４月	おかやま全県統合型ＧＩＳシステムリニューアル
平成１８年　５月	おかやまｓｅ～と申請ホームページ開設
平成１９年　１月	「新おかやまＩＴ戦略プログラム」の策定 【デジタルデバイドの解消とＩＴを活用したまちづくりを進める（コミュニティＩＴタウン構想）２つの柱を目標にしたもの】
平成１９年　４月	おかやま申請総合窓口のサービス開始
平成１９年　９月	岡山・鳥取両県情報ハイウェイ相互接続

ラストワンマイルの整備状況
(CATV整備状況図)

H19.12現在

CATV加入可能世帯 74.4 %



※岡山県企画振興部情報政策課資料

※ ラストワンマイル「last one mile」

具体的な長さではなく「最後に残された短い距離」といった意味です。

幹線部分に光ファイバーを引くときは、一度に何十本も束にして効率良く工事できますが、家庭に引き込むときは、1本1本工事するので手間も費用もかかってしまいます。この課題をラストワンマイル問題といいます。

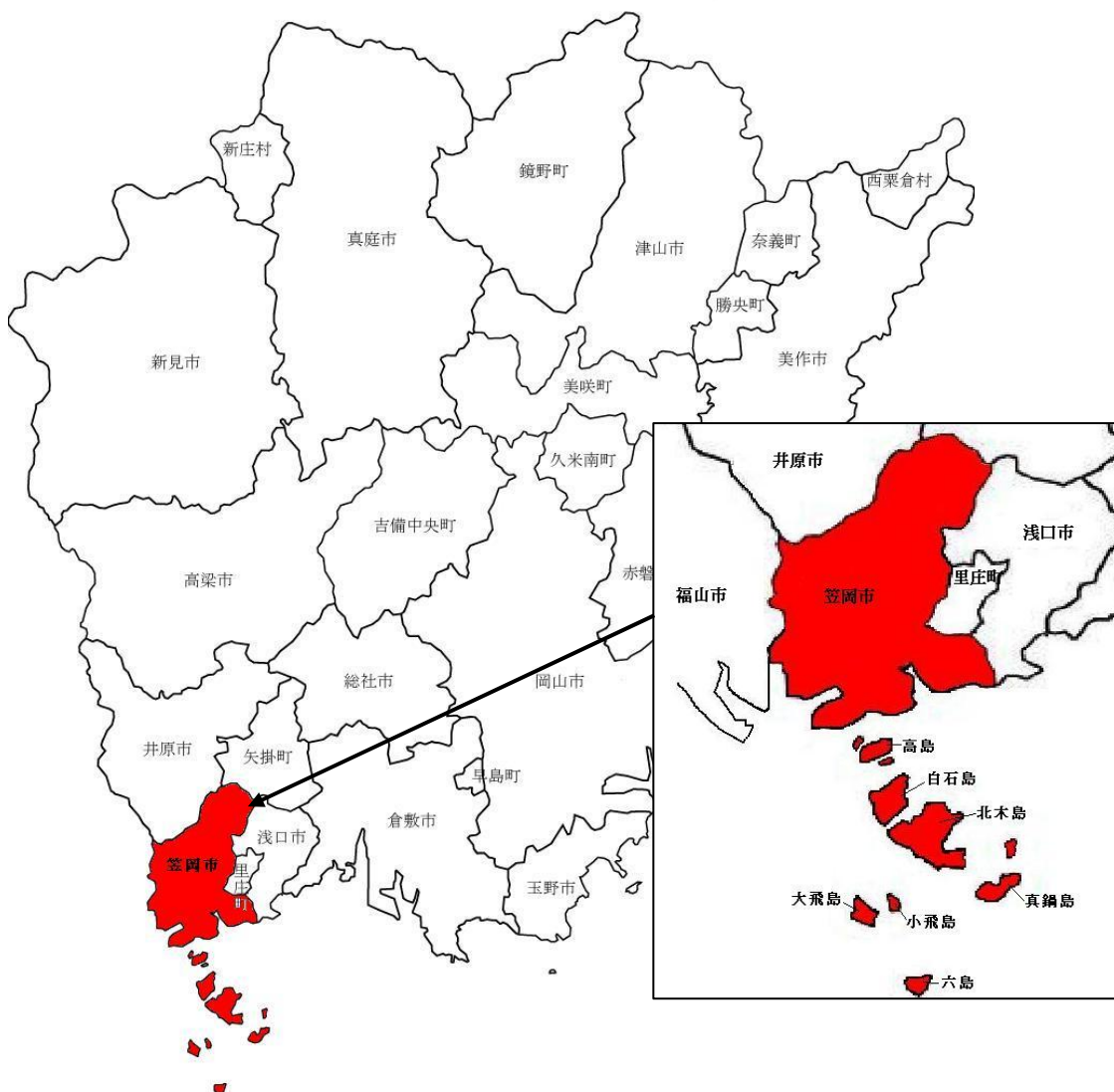
第2章 本市の情報化の現状と課題

1 本市の現状

本市は、岡山県の西南部に位置し、東には岡山市、倉敷市と県内1、2位の人口を抱える都市が連なっています。また、西は広島県福山市と隣接しています。南には風光明媚な瀬戸内海と有人7島（高島・白石島・北木島・真鍋島・大飛島・小飛島・六島）を含めた大小30余りの島々が飛石のように連なっています。

市域の面積は、南北 33.6 km、東西 13.6 km で、面積 136.04 km² です。

年平均気温は約 15℃、年間降水量は 1,000mm 後と温暖少雨の全体的に
 温和な気候に恵まれています。



人口は、昭和５０年以降減少傾向にあり、平成１９年には５６，３６５人となっています。特に市街化調整区域や都市計画区域外（島しょ部）での減少が著しくなっています。また、本市の高齢化率は平成１９年１０月１日現在２８．４％となっており、県平均よりも高いレベルで推移していることから、深刻な状況となっています。

今後も市の人口は減少傾向になると予想され、国と同じく一層の少子高齢化が進むと考えられます。

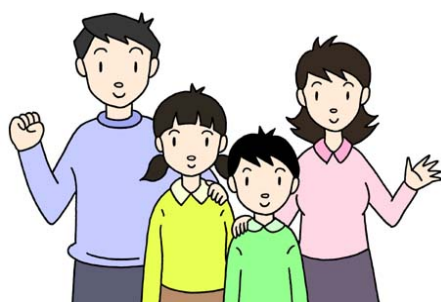
一方、世帯数は、核家族化の進行から、平成１９年が２２，４３５世帯で、平成１６年の２２，０８０世帯と比較すると１．６％（３５５世帯）増加しています。

市の人口推移

区 分	人 口	６５歳以上	高齢化率	高齢化率 (全国)
平成１６年	５８，１８５	１５，４１９	２６．５％	１９．５％
平成１７年	５７，６１０	１５，５１７	２６．９％	２０．１％
平成１８年	５７，０１６	１５，７９５	２７．７％	２０．８％
平成１９年	５６，３６５	１６，００９	２８．４％	２１．４％

※１０月１日基準

また、産業構造では、産業別就業者の割合が第１次産業７．５％、第２次産業３４．６％、第３次産業５７．４％となっており、サービス業に占める割合が高い状態となっています。



2 本市における地域情報化の現状

(1) 取り組み項目

本市の情報化は、前計画に基づいて各種の情報化推進施策に取り組んできました。

これらの具体的な取り組み項目は以下のようになります。

情報化の基本項目	具体的な取り組み項目
情報通信基盤の整備・活用	・CATV※¹¹の整備「陸地部のCATV整備」 ・各学校ネットワークの整備と学校パソコンの整備 ・市民会館等講習会場の整備
セキュリティの整備	・ウイルス対策，サーバセキュリティ※¹²，監視ツールの導入
情報化社会を担う人材育成	・市民向けIT講習会の実施
行政の情報化・電子化の基礎条件整備	・ホームページ開設による市民への情報提供，情報共有等各種サービスの拡大 ・戸籍情報の電子化と住民票，印鑑証明書等の電子公印化 ・職員ポータルシステム※¹³導入による電子文書化
職員の資質の向上	・パソコン講習等の職員研修の実施
法制度等の整備	・行政事務のオンライン化※¹⁴に合わせた条例改正，電子決裁による業務規則等の改正
電子化推進のための体制づくり	・笠岡市IT推進本部，IT推進委員会の設置



※11 CATV「Community Antena Television」

テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など，地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス，高速なインターネット接続サービスなども利用できます。

※12 サーバセキュリティ「server security」

コンピュータを不正な利用や間違った利用をされないように守る仕組みを表します。

※13 職員ポータルシステム

内部事務の効率化向上を目的としたシステムで，従来の業務ごとにシステムを分けたりせず，1台のパソコンで複数の内部事務を行うことが出来るシステム。各システムの業務処理の入口を1つ（シングルサインオン）にすることで利便性の向上を図り，今後の電子自治体に向けた基盤システムとなるものです。

※14 オンライン「online」

端末のコンピュータなどと中央のコンピュータが，ネットワークによって接続されている状態を表します。

総合行政ネットワークの整備	・総合行政ネットワーク(LG-WAN※ ¹⁵)の整備
庁内一人一台のパソコンの整備	・庁内LANの整備と職員1人1台パソコンの整備
行政事務の高度化・効率化	・行政事務の電子化と電子メール等のシステム整備
ワンストップサービス・ノンストップサービス※ ¹⁶ の推進	・島しょ部出張所の住民票、戸籍発行端末機の整備 ・かさおかカードを利用した自動交付機の整備
申請、届出等手続のオンライン化の推進	・岡山県電子申請システムの整備 ・公的個人認証システム(個人認証基盤)と自治体認証局(組織認証基盤)の設置
住民基本台帳ネットワークシステム※ ¹⁷ の整備促進等	・住民基本台帳カード(ICカード)による住民票の広域交付の整備
消防・防災分野における情報通信の高度化	・災害情報携帯メール配信サービスの提供 ・ホームページによる危険箇所、避難場所の掲載 ・防災ラジオの整備
統合型の地理情報システムの整備	・地籍管理システム、水道管理システムの整備
電子機器利用による選挙システムの検討	・開票速報システムの整備



※15 LG-WAN「Local Government Wide Area Network」

総合行政ネットワーク「LG-WAN(エルジーワン)」といい、地方公共団体を接続する行政専用のネットワークを表します。国の各府省を結ぶ相互接続を2002年4月に、電子文書交換を2002年7月に開始し、2004年3月に県内各市町村との接続を完了しています。

※16 ワンストップサービス, ノンストップサービス「one stop service, non stop service」

住民票や印鑑証明など複数の場所にわたって提供されている手続きの窓口を、電子化によって1ヶ所に集めることで窓口サービスの統合化を行うことを表します。

ノンストップサービスについても、一度の手続きで必要な作業を24時間提供できるサービスができるものとしてワンストップサービスと合わせて使われています。

※17 住民基本台帳ネットワークシステム

氏名・生年月日・性別・住所から全国共通の本人確認ができるシステムで電子政府、電子自治体の基盤となるものです。さらに、平成15年8月の2次稼働ではセキュリティの高いICカードが利用されています。

デジタル・ミュージアム※ ¹⁸ 構想の推進	・ ホームページによる文化財施設の資料提供
各公共機関との連携	・ 総合行政ネットワークの推進と各公共機関との連携
地域産業活性化の情報基盤の整備	・ 企業へのCATV幹線整備によるインターネット接続
地域医療の充実	・ 市民病院オーダーリングシステム※ ¹⁹ の整備
生涯学習の情報化に向けた取り組み	・ 図書館情報システムの整備 ・ 学校間ネットワークの整備による、インターネット等を活用した授業と関係機関との交流推進



※18 デジタル・ミュージアム

デジタル技術を利用して有形，無形の地域文化財などを電子化してホームページ上で情報発信することを表します。

※19 オーダリングシステム「Ordering system」

医療現場の業務を電子化し，病院業務の省力化とサービス提供の短縮化を行うためのシステムを表します。

従来医師が紙に記入していたオーダ（検査内容や処方箋）をコンピュータ入力することにより，関連部門の業務へ連動し，診療から会計処理にかかる処理や業務が迅速化されることとなります。

(2) 取り組み実施状況

情報通信基盤の整備・活用

取り組み内容	実施状況
笠岡放送(株)による次世代CATV網の整備を推進	平成13年度から整備を進め、平成15年度に市内「陸地部」のケーブルテレビ基幹整備『新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業』が完了しました。 この事業の完成に伴い、市内「陸地部」のブロードバンド※20化が行われ、CATV回線を利用したテレビ・インターネットサービスが展開されました。また、これらの事業から、常時接続で広帯域な通信サービスと廉価な通信サービスの提供が可能となりました。
各学校ネットワークの整備と学校パソコンの整備	各学校間を笠岡放送(株)のCATVを利用してネットワークで結び、情報教育の基盤の整備を行いました。また学校パソコンの整備を行いました。
市民会館等講習会場の整備	市民会館、公民館等のパソコンの整備や講習会場の整備を行いました。

セキュリティの整備

取り組み内容	実施状況
ウイルス対策、サーバセキュリティ、監視ツールの導入	行政情報等のネットワークの構築を行うにあたり、不正アクセス※21やウイルスによる驚異に対応するため、行政業務用パソコンへのウイルス対策ソフトの導入やサーバへのセキュリティ対策と監視ツールの導入と、職員パソコン等へのウイルス対策ソフトの導入を行いました。

情報化社会を担う人材育成

取り組み内容	実施状況
市民向けIT講習会の実施	市内パソコン教室及び中央公民館等で市民向けIT講習会を定期的に行いました。



※20 ブロードバンド「broadband」

一般的に、FTTH（光ブロードバンド）をはじめ ADSL、CATV インターネット、FWA（無線）などに広帯域「速度の速い」の回線によるインターネットのアクセスのことを表します。

※21 不正アクセス

組織または本人に了解なくかかってに接続することを表します。

行政の情報化・電子化の基礎条件整備

取り組み内容	実施状況
ホームページ開設による市民への情報提供、情報共有、各種申請サービスの拡大	市内の観光情報等の情報発信としてホームページに取り組み、国の動向を注視しながら、平成15年度に各課管理によるホームページ更新システム（CMS※ ²² ）を導入しました。また市民が必要としている情報を効率的に発信できる情報化を検討し、行政情報・観光情報・災害情報・施設情報・申請書ダウンロードサービス※ ²³ などの情報提供の拡大を図ってきました。
戸籍情報の電子化と住民票、印鑑証明等の電子公印化	戸籍情報の電子化を行い、申請処理業務の効率化・高度化を図りました。また住民票、印鑑証明の電子公印化により、事務効率の向上を図りました。
職員ポータルシステム導入による電子文書化	職員ポータルシステムの導入により、今後のIT社会に対応したシステム整備と事務効率の向上に向けて文書の電子化の推進を図りました。 平成16年度開始。

職員の資質の向上

取り組み内容	実施状況
パソコン講習等の職員研修の実施	職員のパソコン研修、ホームページ更新システム（CMS）研修、職員ポータルシステム研修等を実施し、職員の資質向上に努めました。



※22 CMS「Contents Management System」

ホームページなどに表示する掲載情報の登録から公開までを、まとめて管理するための仕組みを表します。大量にある掲載情報を複数の担当者が作成、更新したりするための運用負担を軽減できるソフトウェアです。CMSの導入により、それぞれの担当者は掲載情報の正確さや新鮮さに集中でき、利用しやすさや障害者等への配慮を実施でき、更に、デザインの全体的な統一性を図ることが出来るため、自治体のみならず企業においてもこの機能を利用したWebサイトの構築がなされています。

※23 ダウンロード「download」

インターネットなどの通信を通じてプログラム、画像、音声などを自分のパソコンへ取り込むことをいいます。

法制度等の整備

取り組み内容	実施状況
行政事務のオンライン化に合わせた条例改正，電子決裁による業務規則等の改正	行政事務の電子化に合わせ，個人情報保護条例，文書取扱規程，電子決裁システムを利用した業務規則，電子計算機による個人情報保護の管理規程，住民基本台帳ネットワークによる規程など法制度の整備を行いました。

電子化推進のための体制づくり

取り組み内容	実施状況
笠岡市 I T 推進本部，I T 推進委員会の設置	I T の急速な進展から，I T の恩恵をすべての市民が享受できるように推進することを目的として I T 推進本部，I T 推進委員会を設置し，地域情報化・庁内情報化を進めました。

総合行政ネットワークの整備

取り組み内容	実施状況
総合行政ネットワーク（L G－W A N）の整備	国・都道府県・市町村を結ぶ行政内ネットワーク（L G－W A N）を構築し行政事務の効率化・迅速化等を図りました。 平成 1 5 年度整備完了。

庁内 1 人 1 台のパソコンの整備

取り組み内容	実施状況
庁内 L A N※ ^{2 4} の整備と職員 1 人 1 台パソコンの整備	行政文書の電子化と情報の共有化など情報化施策の共通基盤となる職員 1 人 1 台パソコンの整備を行いました。 平成 1 6 年度整備完了。



※24 LAN「Local Area Network」

ネットワークの種類の一つで，社内などのコンピュータやプリンタなどを接続し，データをやり取りするネットワークを表します。

行政事務の高度化・効率化

取り組み内容	実施状況
行政事務の電子化と電子メール等のシステム整備	職員ポータルによる電子文書化と電子メール等を利用した庁内情報の共有化を図りました。またホームページ更新システム（CMS）での市民への情報提供や市長 e-Mail※ ²⁵ やパブリックコメント※ ²⁶ （市民からの多様な意見、情報交換を行う仕組み）等を実施しました。

ワンストップサービス・ノンストップサービスの推進

取り組み内容	実施状況
島しょ部出張所の住民票、戸籍発行端末機の整備	島しょ部出張所へ住民票・戸籍証明書等の発行端末機を設置し、島民の利便性の向上と、事務処理の簡素化・効率化を図りました。
かさおかカードを利用した自動交付機の整備	かさおかカードを利用した自動交付機を市役所本庁舎及び笠岡シーサイドモールへ設置し、住民票・印鑑証明・税証明等各種証明書の発行を行い、市民の利便性の向上を図りました。

申請、届出等手続のオンライン化の推進

取り組み内容	実施状況
岡山県電子申請システムの整備	申請手続きのオンライン化の推進から、岡山県と他市町村との共同化による電子申請システムの整備を行いました。
公的個人認証システム（個人認証基盤）と自治体認証局（組織認証基盤）の設置	電子申請による各種申請届出の実施にあたり、公的個人認証システム及びL G-WANによる自治体認証局の設置を行いました。

住民基本台帳ネットワークシステムの整備促進等

取り組み内容	実施状況
住民基本台帳カード（ICカード）による住民票の広域交付の整備	住民基本台帳のネットワーク化により、住民基本台帳カードによる住民票の広域交付と転入転出の事務の簡素化が図られました。



※25 e-Mail「Electronic Mail」

インターネットを通じて文字などのメッセージ（電子の手紙）をやり取りできる仕組みを表します。

※26 パブリックコメント「public comments」

公共機関などが政策を最終決定する前に、提案や要望を広く市民の皆さんから募集することによって、公平性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の皆さんに市政へ参加してもらう体制と市民の皆さんの意見を政策に反映させる仕組みを表します。

消防・防災分野における情報通信の高度化

取り組み内容	実施状況
防災情報携帯メール配信サービスの提供	携帯電話による災害時の防災情報配信サービスとホームページへの緊急情報掲載システムを構築しました。 平成15年度整備完了。
ホームページへの危険箇所、避難場所の掲載	ホームページへの危険箇所や避難場所の地図情報の掲載を行いました。
防災ラジオの整備	コミュニティFM ^{※27} として平成17年に設立された「FMゆめウェーブ」と連携し、災害時の情報を各地域へ配信するための防災ラジオの整備を行いました。

統合型の地理情報システムの整備

取り組み内容	実施状況
地籍管理システム、水道管理システムの整備	従来の紙ベースでの行政事務をデジタル化するため、平成11年に地籍管理システム「税務課」を、平成18年に水道管理システム「水道課」を整備しました。

電子機器利用による選挙システムの検討

取り組み内容	実施状況
開票速報システム、期日前投票システムの整備	電子機器を利用した開票事務の迅速化・効率化を進めるため、平成12年に開票速報システムを、平成15年に期日前投票システムを整備しました。

デジタル・ミュージアム構想の推進

取り組み内容	実施状況
ホームページによる文化財施設の資料提供	地域文化財をデジタル化し、ホームページに掲載しました。

各公共機関との連携

取り組み内容	実施状況
総合行政ネットワークの整備と各公共機関との連携	LG-WANの整備により、国・都道府県・市町村との行政事務の効率化の推進と連携を図りました。



※27 コミュニティFM

地域に密着した情報を提供するFM放送、超短波の放送帯（76.0～90.0メガヘルツ）の周波数を使用して放送されています。

地域産業活性化の情報基盤の整備

取り組み内容	実施状況
企業へのCATV幹線整備によるインターネット接続の推進	CATV幹線整備により、インターネットやモバイル※ ²⁸ 通信などのITを活用することにより、情報流通社会への対応を図りました。

地域医療の充実

取り組み内容	実施状況
市民病院でのオーダーリングシステムの整備	ITを活用した診察情報等の電子データを有効に活用し、医療の質の向上や患者サービスの向上、さらに病院運営の効率化を図るため、市民病院にオーダーリングシステムを整備しました。

生涯学習の情報化に向けた取組

取り組み内容	実施状況
図書館情報システムの整備	市民がインターネットを利用して、図書館の利用状況や蔵書の検索が出来るようにするため、図書館情報システムの整備を行いました。
学校間ネットワークの整備によるインターネット等を活用した授業と関係機関との交流推進	学校ネットワークの整備により、パソコンを利用した授業やインターネットを活用した情報収集が可能となりました。また、小中学校ホームページの開設を行い、市民や学校間の交流を推進しました。



※28 モバイル「mobile」

携帯電話機器などの携帯可能な情報、通信機器やこれらのために開発されたコンピュータシステムを表します。

3 地域情報化の課題

(1) 情報通信基盤の課題

◆島しょ部の情報格差の解消

本市では、笠岡放送(株)により、平成16年度にCATVの幹線整備がなされ、その回線を利用したテレビ放送・インターネットサービスを行っています。

一方、島しょ部においては、離島という地理的な制約から、有効な手立てがなく国・県への働き掛け等を含め整備方法を検討してきましたが、整備が困難な状況となっています。

このため、デジタルデバイドの解消に向けた新たな取り組みを展開していく必要があります。

CATV整備状況「笠岡放送(株)」【テレビ】

区 分	総世帯数	加入世帯数	加入率
陸地部	20,966	10,873	51.9%
島しょ部	1,469	0	0%
合計	22,435	10,873	48.5%

※総世帯数、加入世帯数の数値は、平成19年4月1日時点

CATV整備状況「笠岡放送(株)」【インターネット】

区 分	総世帯数	加入世帯数	加入率	うちインターネットのみの世帯
陸地部	20,966	3,526	16.8%	385
島しょ部	1,469	0	0%	0
合計	22,435	3,526	15.7%	385

※総世帯数、加入世帯数の数値は、平成19年4月1日時点



◆携帯電話通話エリアの拡大

携帯電話は、手軽な情報通信機器として、年齢層に関係なく利用され、今後の情報化サービスの役割に大きく貢献すると予想されます。

本市においても防災情報等行政情報のサービスに利用していることから、携帯電話の不感地域を解消するため、今後も国・県・通信事業者に対して、通話エリアの拡大に向けて働きかけを実施していく必要があります。

携帯電話普及状況【岡山県】

区 分	携帯電話＋PHS		携帯電話		PHS	
岡山県	加入数	普及率	加入数	普及率	加入数	普及率
	1,423,056	72.7%	1,381,594	70.6%	41,462	2.1%

※数値は、平成19年9月末時点（岡山県人口1,957,264人）

※総務省中国通信局「中国地方の携帯電話・PHSの普及状況」から引用

携帯電話のシェア状況【携帯電話各社別】

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
NTTドコモ	4,101	4,415	4,633	4,882	5,114	5,262
a u	1,221	1,405	1,696	1,954	2,270	2,732
ツーカー	389	378	363	359	274	87
ソフトバンク	1,223	1,396	1,500	1,504	1,521	1,591
合 計	6,934	7,594	8,192	8,699	9,179	9,672

※契約数（万件）

※（社）電気通信事業者協会データから引用



◆地上デジタル放送※²⁹への対応

従来のテレビはアナログ放送※³⁰でしたが、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、平成23年7月までに地上デジタル放送に移行することが国によって定められました。

地上デジタル放送は、従来のアナログ放送に比べより高品質な映像と音声を受信でき、また、データ放送※³¹サービスを受けることが可能となります。

本市においても、平成19年12月から地上デジタル放送が開始されましたが、一部地域は放送エリア外となっています。

このことから携帯電話通話エリアと同じく、今後も国・県・民間通信事業者に対して、整備に向けての働きかけを実施していく必要があります。

笠岡中継局 放送エリア図(申請による)

参考



※笠岡中継局開局により岡山県内約83.7%の世帯で地上デジタル放送が視聴可能となります。

※総務省中国通信局「笠岡中継局エリア図」から引用

※29 地上デジタル放送

地上の電波塔から送信するテレビ放送をデジタル化したもので、笠岡市では平成19年12月から開始されています。

※30 アナログ放送

現在のテレビ放送で、平成23年7月に放送停止予定となっているものです。

※31 データ放送

地上デジタル放送の開始に伴い、テレビ放送のデータと同時に送信できるデジタル情報(各種地域情報を文字情報でテレビ画面に表示)の放送です。テレビのリモコンを操作するだけで、誰でも簡単に情報を見ることができるものです。

(2)アプリケーション整備の課題

◆住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年に住民基本台帳法の一部が改正され、平成15年度に住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、住民基本台帳カードを利用した住民票の広域交付によるサービスが開始されました。しかし、カード利用の普及低迷が全国的にも課題となり各自治体においても利用促進に向けて検討している状況となっています。

本市においても、かさおかカードとの統合等多目的な利用について検討しましたが、有効な活用方法は模索できていません。今後は岡山県電子自治体推進協議会などによる共同化検討の中で普及・促進を図るため、多目的利用の活用等を含めた検討を行う必要があります。



◆ホームページの充実

本市のホームページは、市民・企業等への情報発信と情報共有を行う重要な手段として、システム導入及び情報提供の拡大を図ってきました。

しかし、情報量の増大からデータ整理の必要と、障害者等に配慮したバリアフリー※³²化やアクセシビリティ※³³に配慮したシステム化を更に進めることが課題となっています。

今後も、市民の必要とする情報の整理や、より利用しやすいホームページづくりを検討・推進していく必要があります。



◆電子申請システム

岡山県下市町村との共同利用による汎用電子申請システムについては、平成15年の開始から、インターネット等を利用した申請業務の拡大を図り、施設予約システムを含めた手続きの検討も行うなど、市民への利便性の向上を図ってきました。

しかし、申請後の手数料収納等の課題から申請受付に限定された業務が主なものとなっています。

今後は、一貫した申請・届出・収納となるオンライン化の取り組みを研究・検討をしていく必要があります。



※32 バリアフリー「barrier free」

もともとは建築用語でバリア「障壁」となるものをフリー「除く」という意味を表しています。

※33 アクセシビリティ「accessibility」

高齢者や障害者など年齢や身体的制約に関係なくインターネットなど提供されている情報や機能を利用できることを表します。ユニバーサルデザインと密接に関係しています。

◆統合型の地理情報システムの整備

統合的な情報の利用とコスト削減等の理由から共用空間データに各部署固有の空間データを重ね合わせて、各部署で共通に利用する統合型GIS^{※34}について、現在検討を行っているところですが、各部署の空間データの電子化から実施する必要があるため、導入に向けての指針を策定する必要があります。

しかし、導入に際しては、経費・コスト等の増大から、各自治体において慎重な対応となっています。

このことから、市民等へホームページ上で公開でき、情報が視覚的に分かりやすく見られるWeb^{※35}型GISも視野に入れた検討をしていく必要があります。



◆電子機器利用による選挙システムの検討

電子機器を利用した選挙システムは、開票時間の効率化・迅速化と人件費の削減による効果から導入する団体が増加傾向にあり、地方選挙のみでなく、国政選挙においても電子投票が導入される可能性が出ています。

しかし、各市町村においては、システム機器の導入経費やシステムの重大なトラブルの発生時の対応などから導入について慎重な状況となっています。

今後の国・県の動向と情報技術の進展、さらに費用対効果を念頭に置きながら研究・検討をしていく必要があります。



◆地域産業活性化・育成

国の進めるICT^{※36}政策の変革に、地域産業が対応できるよう支援を行うとともに、インターネットなど地域の情報通信基盤を活かした産業の活性化や新たな経済・産業活動を生み出す地域社会の実現を目指していく必要があります。



※34 GIS「Geographic Information Systems」

地理情報システムの略称で、文字や数字、画像などを地図上で表現し、位置や場所からさまざまな情報を表現することができるシステムを表します。

※35 Web「World Wide Web」

蜘蛛の巣「網」を表し、インターネットのホームページなどを意味します。

仕事で限定して利用される地図情報でなく、Web型GISは、インターネットで公開されている簡易な地図情報を表します。

※36 ICT「Information and Communication Technology」

情報通信技術を表す言葉。日本ではITが同じ意味で使われていますが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたものが国際的に定着しています。

◆地域医療の充実

本市では、平成12年度から介護保険制度が開始されたことに伴い、保健・医療・福祉の連携と窓口の一元化、さらに医師会・社会福祉協議会などとの連携を重要な課題として、保健・医療・福祉IT委員会を設置し検討を行ってきました。

メディカルネットワーク※³⁷を含めた情報化の検討を行いましたが、有効な手段が現在のところ模索できていません。

今後も情報化の進展と国・県・関係機関の動向を注視しながら、有効な手段を検討していく必要があります。



◆電子市役所の実現

ICTを活用した行政情報化施策を継続し、より一層、事務の効率化・高度化を図り、市民サービスの向上に努めなければなりません。

さらに、市民との情報共有や市民ニーズの反映など、市民と行政の双方向の情報交流を行っていく必要があります。



◆個人情報の保護と有害情報、人権侵害への対応

パソコンや携帯電話の普及に伴い、インターネット等を利用した有害情報の氾濫や匿名性を悪用した掲示板等による人権侵害の書き込みなど、ICT化の進展による新たな問題が発生しています。

本市においてもこのような問題に対応するため、時代に即した市民との情報交流の仕組みを検討していく必要があります。



※37 メディカルネットワーク「Medical Network」

保健・医療・福祉に従事する人が、インターネットを利用して、様々な情報を共有して、意見の交換などが行える仕組みを表します。

◆ユニバーサルデザイン等への対応

情報化に伴う高齢者や障害者のためのバリアフリー対策を意識した取り組みや、情報システムにおけるユニバーサルデザイン※³⁸の確保も十分配慮する必要があります。

また、すべての人がICTの恩恵を実感できる社会を実現していく必要があります。



※38 ユニバーサルデザイン「Universal Design」

年齢や障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるようにデザインされたもの。最近ではホームページのみでなく、まちづくりにおいても基本的な考え方として利用されています。

ユニバーサルデザインの7原則

1. だれにでも公平に利用できること（公平性の原則）
2. 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
3. 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
4. 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
5. 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
6. 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
7. アクセスしやすいスペースと大きさが確保されていること（快適性の原則）

第3章 計画の実現に向けて

1 今後の取り組み

平成13年度から平成15年度にかけて笠岡市地域情報化基本計画に基づいて情報通信基盤整備を実施し、平成16年度から『情報通信基盤の整備と先導的アプリケーション※³⁹の整備及び各分野のネットワーク化の推進』を掲げて情報化を推進してきました。

行政内の情報化については、地域イントラネット※⁴⁰を基盤としたパソコン・ネットワークの整備及び職員研修の実施による人的整備、職員ポータルシステムをはじめとした、さまざまなシステムの構築による業務の効率化を進めてきました。

また、地域の情報化では、市民の情報活用能力の向上を図るためのパソコン教室、ホームページによる情報共有・パブリックコメントなどの情報参加の仕組みづくり、さらに岡山下市町村による共同アウトソーシング※⁴¹による汎用電子申請システムなどのインターネットを利用したさまざまな市民サービスの提供が進められてきました。

今後は、情報化通信基盤整備の課題となっている「島しょ部の情報格差の解消」、「携帯電話通話エリアの拡大」、「地上デジタル放送への対応」とアプリケーション整備の課題となっている「住民基本台帳ネットワークシステムの普及促進」、「ホームページの充実」、「電子申請システムの拡充」、「統合型の地理情報システムの整備」、「電子機器利用による選挙システムの検討」、「地域産業活性化・育成」、「地域医療の充実」、「ICTを活用した事務の効率化・高度化による電子市役所の実現」、「個人情報保護と有害情報、人権侵害の対応」などに取り組んでいきます。



※39 アプリケーション「application」

ワープロソフトや表計算ソフトなどのコンピュータのプログラムやデータを表します。

※40 地域イントラネット

地域の教育、行政、福祉、医療、防災などの情報サービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を光ファイバーなどで接続するネットワークのことを表します。

※41 共同アウトソーシング

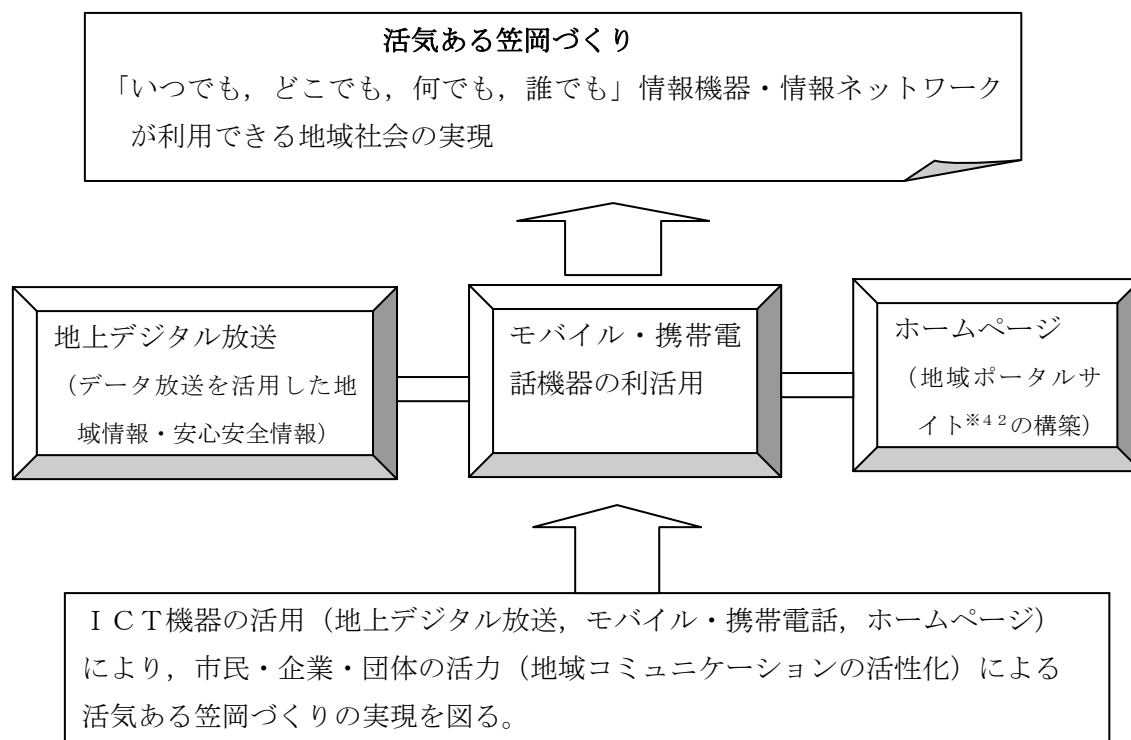
自治体において、各種申請・届出や行政事務の効率化などが進められており、複数の自治体での業務システムの開発を共同で行うというもの。現在フロントオフィス業務（市民・企業向けの業務）での共同化を行っていますが、将来的にはバックオフィス業務（公共内部の事務処理）の共同化も検討されています。

2 施策体系

第5次笠岡市振興計画（平成14年度から平成21年度計画）の目指す都市像「みんなで築く生活元気都市」を実現するために施策を展開してきました。今後も引き続き

- ・安定した基盤づくり
- ・生涯を通じた人づくり
- ・人にやさしい安心づくり
- ・活気ある笠岡づくり
- ・効率的な市役所づくり

の5つの施策を目標として、すべての市民が等しく、情報化による恩恵を受けることができる「活力ある福祉都市・笠岡」を実現するために、市民・企業・団体などの様々な人々との協働により、地域情報化に取り組んでいきます。

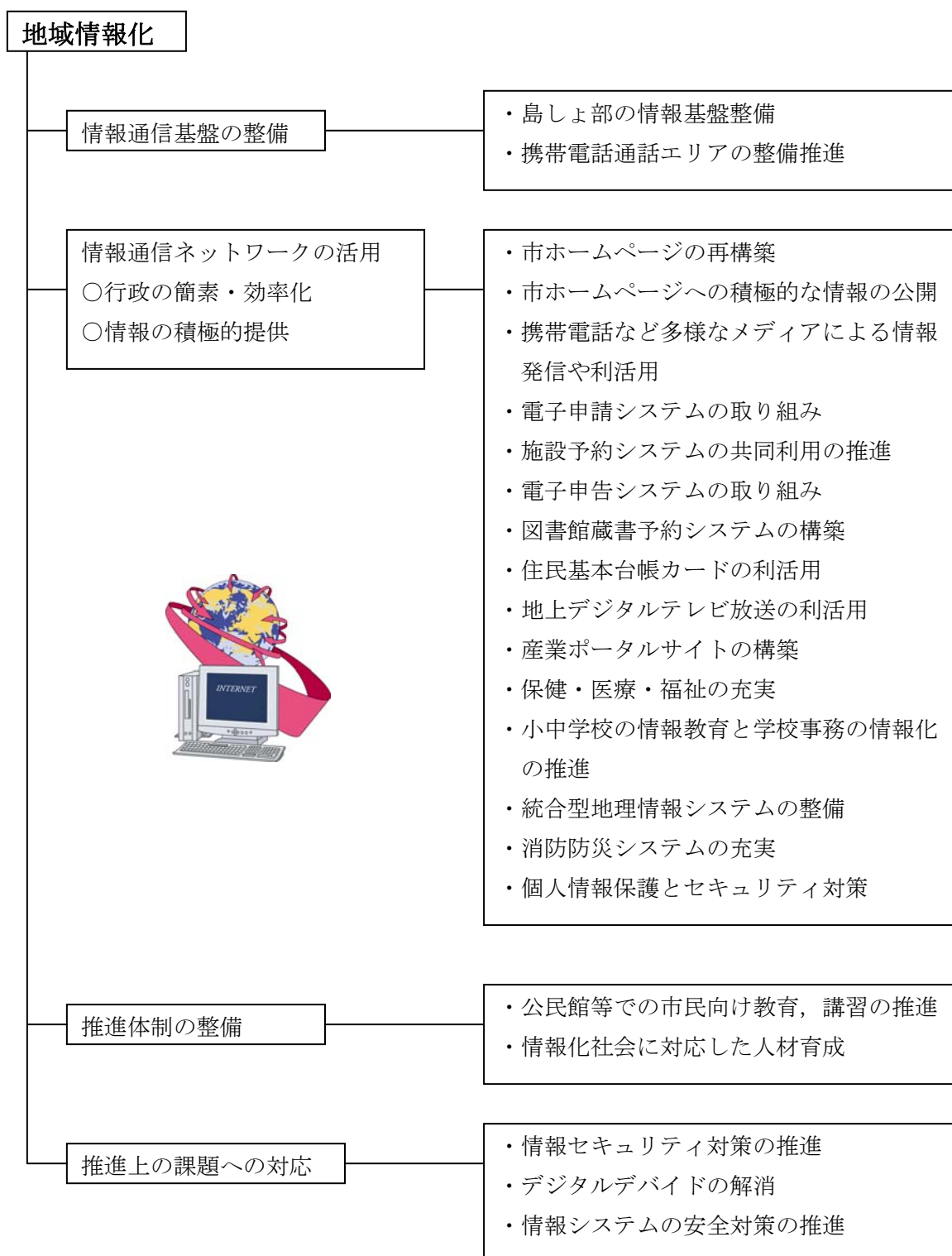


※4.2 ポータルサイト「portal site」

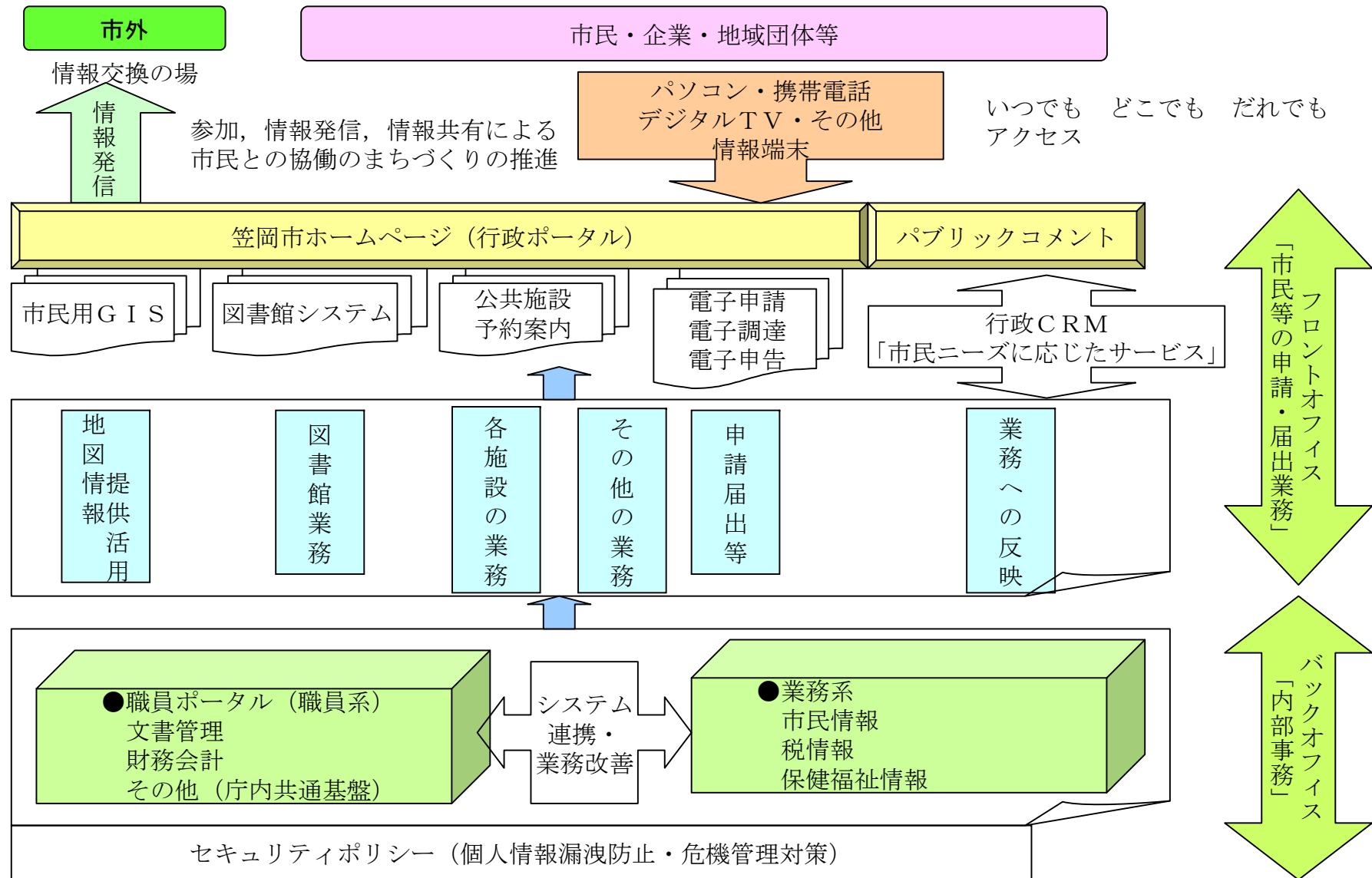
インターネットへ最初にアクセスする入り口としてのページで、さまざまなWebページへのリンク集や検索機能などが用意されたWebサイトの仕組みを表します。ポータルとは英語で入り口や門という意味を表します。

現在は検索サービスを中心にしたポータルサイトが主流です。

【基本施策の体系】



【地域情報化のイメージ図】



3 地域情報化・電子市役所の実現

前計画に引き続き、市民のための行政サービスの充実を図ることを目的として、地域情報化・電子市役所の実現の取り組みを進めます。

今後進む少子高齢化社会・高度情報化の進展・地方分権の進展などの社会情勢の変化と多様化する市民ニーズに的確に対応するため、積極的に市民との協働によるまちづくりを推進していきます。

また、市民とのＩＣＴを活用した情報共有・情報提供を今後も実施し、市民と行政のコミュニケーションの活性化を図ることにより、市政への市民参加を積極的に推進していきます。

(1) 情報通信基盤の整備

◆島しょ部の情報通信基盤の整備

本市では、前計画により情報通信基盤の整備が行われ、地域のブロードバンド化と行政内部の情報化に取り組んできましたが、島しょ部では依然として離島という地理的な制約からデジタルデバイドの解消が課題となっています。

しかし、近年の情報通信技術の進歩から、無線を使った基盤整備が可能となったことから、平成２０年度から無線通信により、島しょ部の情報格差の解消とラストワンマイルの接続確保に向けて、民間通信事業者を整備主体として、島しょ部の情報通信基盤の整備を進めています。



◆携帯電話通話エリアの拡大

携帯電話は、メールによるメッセージ発信やインターネットへの接続等、その手軽さから様々な用途で活用されています。

本市においては、携帯電話メールによる災害情報の発信、不審者情報の発信などを行っており、ますます携帯電話の役割は大きくなると思われます。

本市の携帯電話通話エリアは、拡大により改善はされつつあるものの、依然として山間部・島しょ部など不感地域が存在しています。

このことから、携帯電話通話エリアの不感地域を解消するため、今後も国・県・通信事業者に対して、通話エリアの拡大に向けて働きかけを進めていきます。



(2) 情報通信ネットワークの活用（行政の簡素・効率化と情報の積極的提供）

◆市ホームページの再構築と積極的な情報の公開

市民との協働によるまちづくりを積極的に推進するため、ホームページによる情報提供は、情報化社会の重要な手段となっています。

このことから、市民の利用場面に即した情報提供を行うため、構成を根本から見直し、必要な情報をまとめて入手できるようにしなければなりません。

また、市民の視点に立ったユニバーサルデザイン、アクセシビリティに配慮した行政ポータルサイト※⁴³の確立と、市民と行政の情報交流の場としてのパブリックコメントの再構築、さらに誰もが利用しやすいようにライフサイクル別の項目に配慮した構成など、多種多様なニーズに対応できるようにホームページ更新システム（CMS）を再構築し、ホームページ利用者数の一層の増加を図ります。

また、情報の充実についても、取り組んでいきます。



◆携帯電話などのICT機器による情報発信や利活用

現在の防災情報などの緊急情報を配信する仕組みの他に、携帯電話を利用した携帯電話用ホームページの掲載情報の充実を図ります。

また、今後の情報技術の動向を見ながら、携帯電話等のICT機器を利用した市民サービスの新しい提供方法について検討します。



◆電子申請システムの取り組み

各種申請・届出について、インターネットを通じて、場所・時間に関係なく手続きが行える、電子申請サービス「汎用電子申請システム」や各種申請書様式ダウンロードサービス、さらに電子入札の共同利用の検討による業務拡大を図ります。

電子申請サービスについては、県下市町村の共同利用によるシステムを利用し、電子収納の導入も視野に入れた研究・検討を行い、各種証明書の発行手数料の収納業務の導入を進めていきます。



※43 行政ポータルサイト

行政情報や地域情報など手続きや情報を1か所で行える行政サービスの総合窓口であり、住民サービスの向上を目的として進められています。これらのホームページを行政ポータルともいいます。

◆公共施設予約システムの取り組み

市民がインターネットや携帯電話を利用し、スポーツ施設・生涯学習施設等の空き状況の確認や施設使用の抽選・予約申込みを可能にする公共施設予約システムを他市町村との共同利用によるシステムの導入に向けた検討を行い、利便性の向上を図ります。

また、施設利用料についてもクレジット決済等の電子納付の仕組みについて研究・検討を進めていきます。



◆電子申告システムの取り組み

インターネットを利用した地方税の電子申告は、平成15年に都道府県と政令指定都市等を中心として地方税電子化協議会が設立され、平成17年からサービスが開始されました。

国においては、平成18年1月のIT新改革戦略から世界一便利で効率的な電子行政を実現させるため、平成22年度までにシステム利用率50%を目指して取り組みが行われています。

本市においても、国・県・他市町村の動向を踏まえて、共同利用参加に向けた検討を進めていきます。



◆図書館蔵書予約システムの検討

本市では、平成10年度に窓口業務のオンライン化を行い、平成13年度にはインターネットを利用した蔵書の検索を行える図書館情報システムの運用を開始し、市民の利便性に向けて取り組んできました。

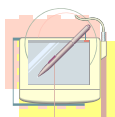
今後は、インターネットから蔵書の貸出予約ができるサービスの導入を行い、さらに市内のみでなく、県との連携による図書館総合システムについても研究し、利用者の利便性向上に向けて検討していきます。



◆電子機器利用による選挙システムの検討

電子機器を利用した選挙システムは、開票時間の効率化・迅速化と人件費の削減による効果から導入団体が増加傾向にありますが、システム機器の導入経費やシステムの重大なトラブルの発生時の対応などから導入について慎重な状況となっています。

本市においても、国・県の動向と今後の情報技術の進展、更に費用対効果を念頭に置きながら、研究・検討を行っていきます。



◆住民基本台帳カードの利用促進の取り組み

住民基本台帳カードについては、全国的なカード普及の低迷（平成18年3月31日現在、914,755枚で普及率0.7%）から、今後の情報化の進展を視野に入れた多目的利用の研究・検討が必要となっています。

本市では、自動交付機の設置により、かさおかカードを利用した印鑑証明、所得証明、固定資産評価証明など各種証明の発行を行い、市民の利便性の向上を図ってきました。

このことから、既存のかさおかカードとの統合を含めた有効活用や付加価値利用によるさらなる研究・検討を行っていきます。



◆放送デジタル化への対応

平成19年12月に笠岡中継局が開局し、地上デジタルテレビ放送が開始されたことから、テレビを使って簡単に地域の情報を見たり、地域コミュニティの情報を発信したりすることができるデータ放送による双方向サービスなど、新たなICT技術を利用することが可能となります。

本市においては、CATVの情報基盤を活用した高齢者の安否確認、地域密着情報の発信、町内会のお知らせ情報、防災・緊急情報など、使いなれたテレビのリモコンを操作することで情報サービスの提供を受けることができ、さらには、視聴者が情報の発信者となって地域コミュニティの活性化が行われる仕組みづくりを行っていきます。



◆地域ポータルサイトの構築

I C Tを活用した地域産業の活性化や流通・購買の電子商取引の普及による新たなビジネスチャンスの創出など、市民や企業等の協力や連携を得ながら地域ポータルサイトの構築等を推進していきます。

また、C A T VやコミュニティFM放送等による多様なメディアの活用による総合的な情報の発信、観光情報の提供を図っていきます。



◆保健・医療・福祉情報の充実

I C Tを活用した遠隔医療支援や保健・医療・福祉情報のネットワークを通じた情報共有により、生活習慣病の予防等に活用し、さらに医療情報との連携から個人の健康状態や健康づくりの支援に活用するなど、地域医療の充実に取り組むため、今後も情報化の進展と国・県・関係機関の動向を注視しながら、高度情報通信ネットワークを利用した保健・医療・福祉情報ネットワークシステムなどの有効な手段を検討していきます。

また、誰もが分かりやすく保健・医療・福祉に関する各種サービスや子育て支援に関する情報などを入手できるように、ホームページを活用した情報提供にも取り組んでいきます。



◆小・中学校の情報教育と学校事務の情報化

市内の小・中学校の情報化では、C A T Vを活用した学校ネットによる情報通信基盤の整備を実施してきました。

今後は、学校教育を通じて、情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラル育成の教育等を推進していきます。

また、教員の情報リテラシー※⁴⁴の向上を図り、情報技術に精通した教員の育成に取り組むとともに、教員1人1台パソコンの整備を行い、学校事務の情報化と個人情報等を安全に管理するための仕組みづくりを「笠岡市情報教育推進計画」に基づいて実施していきます。



※44 情報リテラシー

情報を収集、活用するのみでなく、複数の情報の中から必要なものを探し出して課題や目的に応じた情報を適切に活用することができる能力をいいます。

◆統合型G I S (地理情報システム)の検討

市民への情報の提供において、地図情報を活用した地理情報システムは、公共施設の場所、イベント開催場所、避難所などの位置情報を容易に確認できるため、市民サービスの向上のみならず、市民との情報の共有の場として重要なものとなってきています。

今後は、W e b 版G I S によるホームページでの地図情報の提供も視野に入れた導入検討を行っていきます。



◆防災情報の収集や情報発信の充実

ホームページの活用による災害情報発信や携帯メール配信，通信事業者との提携による防災ラジオの取り組みなど防災対策に係る情報発信を積極的に行ってきました。

今後も、ホームページなどの媒体を活用した情報提供に取り組み，市民の防災意識を高めるための情報や災害時には，被害状況や被災箇所などの情報発信の充実や，緊急地震速報システムなど防災システムの整備を行っていきます。



◆個人情報保護とセキュリティ対策

情報化社会の到来から個人情報の電子データ化とネットワークを利用した行政事務のシステム化が行われています。

本市においても，行政事務のシステム化により個人情報を様々な形で取り扱っていることから，笠岡市個人情報保護条例，笠岡市情報セキュリティポリシー※^{4 5}に基づいて，個人情報の保護と情報セキュリティ対策の強化を図っていきます。



※4 5 セキュリティポリシー「security policy」

組織の中にある情報資産を安全に運用するためにどのように行うかを定めた基本的な方針をいいます。

(3) 推進体制の整備

◆公民館等での市民向け教育，講習の推進

引き続き，中央公民館をはじめとする各地区公民館，生涯学習施設等でのパソコン教室など継続的な開催に取り組み，情報化社会に対応できる地域社会の実現を目指していきます。



◆情報化社会に対応した人材育成

庁内情報化を含めた地域情報化の進展から，職員の情報リテラシーの向上と個人情報保護をはじめとするセキュリティの遵守が重要となっています。

本市においても，情報リテラシーの向上を図るため，効果的な研修を実施し，各部署において情報セキュリティ「意識・知識・実行」の向上をリードしていく情報化リーダーを配置し，庁内の情報化を推進していきます。



4 推 進 体 制

地域情報化に関する，市民・企業・団体等と行政の協働体制により積極的な取り組みを進めていく必要があります。

また，地域の情報通信基盤として，本市の情報化推進を担っている笠岡放送(株)の果たす役割は大きく今後の動向が期待されます。

本市としても，通信事業者等との連携を行い，市民にとって真に有効な情報化の推進を図っていきます。



(1) 市民やボランティア団体等との協働体制

市民やボランティア団体等が地域のネットワークに参加することが，情報化を進めるうえでは重要となります。

このことから，市民やボランティア団体等が本市全体の情報化に参加し，意見・提案などが施策に反映できる体制づくりを進め，連携を図っていきます。

(2) 庁内の情報化推進体制

全庁的な推進体制としては，地域情報化を推進するため「笠岡市 I T 推進本部」を継続して組織します。

さらに，各関連部署との調整を図るため，各課に「情報化リーダー」を置き，必要に応じて I T 関連の課題を検討します。

また，行政サービスのオンライン化では，情報システムだけでなく制度等もかかわってくるため，情報化を総合的に進めていくための仕組みづくりを進めます。

(3) 県内市町・県との連携

市民の生活範囲の拡大に対応する広域サービス実現のため，「岡山県電子自治体推進協議会」など近隣市町や県との連携を図ります。

(4) 笠岡放送(株)

放送サービスのほか，インターネット接続や I P 電話などの通信サービスの展開により，情報通信の専門的アドバイザーとして，引き続き，本市の情報化推進の中心的な役割を果たすことが期待されます。

また，本市ではこれまでのサービスが維持・提供されるよう企業努力を求めるほか，島しょ部の情報通信基盤整備などが課題となっている点など，新たな事業展開への支援など連携を図っていきます。

5 施策推進にあたっての留意事項

(1) 市民参加と情報の共有

地域情報化の取り組みは、公共機関のみでできるものだけではないため、市民や企業などの幅広い関連主体の理解と参加が必要となります。

このことから、広報活動や情報の共有に留意して取り組んでいく必要があります。

また、地域情報化は全国的な取り組みとなっていることから、先進的な事例の情報収集も図ることが必要です。

(2) デジタルデバイドの解消

情報化の進展に伴い、ICTの恩恵を受ける市民と受けられない市民との格差が生じ、その拡大が課題となっています。

このことから、情報格差の是正対策の推進と情報格差の縮小・解消を意識した取り組みが必要です。

また、情報機器を操作出来る市民と操作出来ない市民による情報格差を解消するための施策を常に念頭に置き、従来からの情報伝達手段も活用しながら、市民との協働による計画の実現を図っていく必要があります。

(3) セキュリティ対策・個人情報の保護

情報化の進展により電子化された情報を扱う機会が増えることから個人情報の保護や情報を様々な驚異から守るため、個人情報の取り扱いを慎重にし、個人情報の保護に万全を期す必要があります。

「笠岡市個人情報保護条例」及び「笠岡市情報セキュリティポリシー」に基づいて個人情報の保護に万全を期した情報化を進めます。

(4) 情報システムの安全対策の推進

コンピュータウイルス、不正アクセス、自然災害等のリスクから情報システムを保護し、システムの安全かつ適切な稼働を確保するため、システムの冗長化※⁴⁶による各種の安全対策を推進していきます。

(5) 柔軟な計画推進

情報技術の進歩は著しいものがあり、常に変化する社会的ニーズや市民ニーズの変化及び予算的な面も含めた方向性の変更に柔軟に対応する必要があります。

※46 冗長化

一部の設備が故障してもサービスを維持して提供できるようにシステムを構築したものです。同じシステムをもう一つ設置し、二重化してシステムの安定を図るため行われる手段であり、現在は一般的に行われる手法となっています。

(6) 事務事業の改善

情報通信技術の活用及びシステムの導入等で情報化を推進するにあたっては、事業の目的や内容を検討し、必要に応じて見直しをしていきます。



笠岡市情報化推進懇話会設置要領

(目的及び設置)

第1条 情報化技術の進展に的確に対応し，高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための笠岡市地域情報化基本計画（以下「情報化計画」という。）の策定にあたり，各分野から幅広く意見を求めるとともに，計画内容の検討を行うため笠岡市情報化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 情報化計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その地域情報化に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は，委員10人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に，会長及び副会長各1人を置き，それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は，会務を総理し，懇話会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 懇話会は，委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は，政策部行革IT推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか，懇話会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

笠岡市情報化推進懇話会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	山 北 次 郎	岡山県立大学 情報工学部教授
副会長	枝 木 恭 平	笠岡放送（株）代表取締役社長
委 員	武 田 恒 雄	武田耳鼻咽喉科医院院長
〃	木 山 博 文	笠岡市立飛島小学校教頭
〃	枡 平 秀 一	笠岡市商工会議所副会頭
〃	中 浜 和 幸	神島郵便局局長
〃	藤 原 悠紀子	女性団体（きらら）
〃	庄 司 周 平	岡山県企画振興部情報政策課長
〃	柚 木 義 和	笠岡市役所政策部長

用 語 集

五十音順

- ・ **I T** 「Information Technology」

情報通信技術を表す言葉。コンピュータやデータ通信に関する技術用語です。

- ・ **I C T** 「Information and Communication Technology」

情報通信技術を表す言葉。日本では I T が同じ意味で使われていますが、I T に「Communication (コミュニケーション)」を加えたものが国際的に定着しています。

- ・ **I P v 6** 「Internet Protocol version 6」

現在広く利用されているインターネットの規格より新しい規格で、次世代インターネット規格となるものです。

- ・ **アクセシビリティ** 「accessibility」

高齢者や障害者など年齢や身体的制約に関係なくインターネットなど提供されている情報や機能を利用できることを表します。

ユニバーサルデザインと密接に関係しています。

- ・ **アナログ放送**

現在のテレビ放送で、平成 23 年 7 月に放送が終了する予定となっているものです。

- ・ **アプリケーション** 「application」

ワープロソフトや表計算ソフトなどのコンピュータのプログラムやデータを表します。

- ・ **e - J a p a n**

「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(通称 I T 戦略本部)が掲げた政策。基本構想として「すべての国民が情報通信技術(I T)を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向け、5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指す」とした政策です。

- **e-Mail** 「electronic Mail」

インターネットを通じて文字などのメッセージ（電子の手紙）をやり取りできる仕組みを表します。

- **Web** 「World Wide Web」

蜘蛛の巣「網」を表し、インターネットのホームページなどを意味します。

仕事で限定して利用される地図情報でなく、Web型GISは、インターネットで公開されている簡易な地図情報を表します。

- **LG-WAN** 「Local Government Wide Area Network」

総合行政ネットワーク「LG-WAN（エルジーワン）」といい、地方公共団体を接続する行政専用のネットワークを表します。

地方公共団体とのコミュニケーションの円滑化と、情報の共有による高度利用を図ることを目的としています。

国の霞ヶ関WAN（各府省を結ぶLAN）との相互接続を2002年4月に、電子文書交換を2002年7月に開始し、2004年3月に県内各市町村との接続を完了しています。

- **オーダーリングシステム** 「Ordering system」

医療現場の業務を電子化し、病院業務の省力化とサービス提供の短縮化を行うためのシステムを表します。

従来医師が紙に記入していたオーダ（検査内容や処方箋）をコンピュータ入力することにより、関連部門の業務へ連動し、診療から会計処理にかかる処理や業務が迅速化されることとなります。

- **オンライン** 「online」

端末のコンピュータなどと中央のコンピュータが、ネットワークによって接続されている状態。

- **行政CRM** 「Customer Relationship Management」

地域の実情や市民ニーズに応じたサービスの提供や業務の効率化を図り、自治体と住民の協働によるまちづくりを進めるものです。

CRMの手法として利用されたものは「事業評価システム」などがあります。

- ・行政ポータル

行政情報や地域情報など手続きや情報を1か所で行える行政サービスの総合窓口であり、住民サービスの向上を目的として進められています。これらのホームページを行政ポータルともいいます。

- ・共同アウトソーシング

自治体において、各種申請・届出や行政事務の効率化などが進められており、複数の自治体での業務システムの開発を共同で行うというもの。

現在フロントオフィス業務での共同化を行っていますが、将来的にはバックオフィス業務の共同化も検討されています。

- ・コミュニティ「community」

地域社会を表す言葉。

- ・コミュニティFM

地域に密着した情報を提供するFM放送、超短波の放送帯（76.0～90.0メガヘルツ）の周波数を使用して放送されています。

- ・サーバセキュリティ「server security」

コンピュータを不正な利用や間違った利用をされないように守る仕組みを表します。

- ・CATV「Community Antena Television」

テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速なインターネット接続サービスなども利用できます。

- ・CMS「Contents Management System」

ホームページなどに表示する掲載情報の登録から公開までを、まとめて管理するための仕組みを表します。大量にある掲載情報を複数の担当者が作成、更新し

たりするための運用負荷を軽減できるソフトウェアです。

CMSの導入により、それぞれの担当者は掲載情報の正確さや新鮮さに集中でき、利用しやすさや障害者等への配慮を実施でき、更に、デザインの全体的な統一性を図ることが出来るため、自治体のみならず企業においてもこの機能を利用したWebサイトの構築がなされています。

・職員ポータルシステム

内部事務の効率化向上を目的としたシステムで，従来の業務ごとにシステムを分けたりせず，１台のパソコンで複数の内部事務を行うことが出来るシステム。各システムの業務処理の入口を１本化（シングルサインオン）することで利便性の向上を図り，今後の電子自治体に向けた基盤システムとなるものです。

・GIS「Geographic Information Systems」

地理情報システムの略称で，文字や数字，画像などを地図上で表現し，位置や場所からさまざまな情報を表現することができるシステム。

複数の部署が基本となる地図データを共有して利用するシステムを統合型GISといいます。

・住民基本台帳ネットワークシステム

氏名・生年月日・性別・住所から全国共通の本人確認ができるシステムで電子政府，電子自治体の基盤となるものです。さらに，平成１５年８月の２次稼働ではセキュリティの高いＩＣカードが利用されています。

・冗長化

一部の設備が故障してもサービスを維持して提供できるようにシステムを構築したものです。

同じシステムをもう一つ置いて，システムの安定を図るため行われる手段で現在は一般的に行われる手法となっています。

・情報リテラシー

情報活用能力とも言われ，情報を扱うための基礎的な知識や能力を表します。

情報を収集，活用するのみでなく，複数の情報の中から必要なものを探し出して課題や目的に応じた情報を適切に活用することができる能力をいいます。

・セキュリティポリシー「security policy」

組織の中にある情報資産を安全に運用するためにどのように行うかを定めた基本的な方針。個人情報保護法の施行からセキュリティポリシーを策定する自治体，企業が増えています。

・ダウンロード「download」

インターネットなどの通信を通じてプログラム，画像，音声などを自分のパソコンへ取り込むことをいいます。

- ・地域イントラネット

地域の教育，行政，福祉，医療，防災などの情報サービスの高度化を図るため，学校，図書館，公民館，市役所などの公共施設を光ファイバーなどで接続するネットワークのことを表します。

- ・地上デジタル放送

地上の電波塔から送信するテレビ放送をデジタル化したもので，笠岡市では平成19年12月から開始されています。

- ・デジタルデバイド「digital divide」

一般的に情報通信技術（インターネット，携帯通信など）の恩恵を受けることのできる人とそうでない人との情報格差を表す言葉です。

- ・デジタル・ミュージアム「digital museum」

デジタル技術を利用して，有形，無形の地域文化財などを電子化してホームページ上で情報発信することを表します。

- ・データ放送

地上デジタル放送の開始に伴い，テレビ放送のデータと同時に送信できるデジタルデータ（各種地域情報を文字情報などでテレビ画面に表示）の放送です。

テレビのリモコンを操作するだけで，誰でも簡単に情報を見ることができるものです。

- ・ネットワーク「network」

網という意味の英単語。複数の線が網の目のようにお互いに接続された状態などをいいます。

- ・バックオフィス，フロントオフィス「Back office , Front office」

一般的に，市民サービスを含めた公共内部の事務处理的な業務を指すものがバックオフィスといわれます。電子申請などのように企業や市民などに対して行う業務をフロントオフィスといいます。

- ・パッケージ「package」

一括して処理することを表します。生産と流通を一括して処理するなど簡素化することも意味します。

- ・パブリックコメント「public comments」

公共機関などが政策を最終決定する前に、提案や要望を広く市民の皆さんから募集することによって、公平性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の皆さんに市政へ参加してもらう体制と市民の皆さんの意見を政策に反映させる仕組みを表します。

- ・バリアフリー「barrier free」

もともと建築用語でバリア「障壁」となるものをフリー「除く」という意味を表しています。

現在は建築用語だけでなく、障害のある人等が社会生活をしていく上ですべての障壁を取り除くという広い意味でも使われています。

物理的なバリア・制度的なバリア・文化、情報面でのバリア・意識上のバリアなどがあります。

- ・不正アクセス

組織または本人に了解なくかつてに接続することを表します。

- ・ブロードバンド「broadband」

一般的に、FTTH（光ブロードバンド）をはじめ ADSL，CATV インターネット，FWA（無線）などに広帯域の回線によるインターネットのアクセスのことを表します。

- ・ポータルサイト「portal site」

インターネットへ最初にアクセスする入り口としてのページで、さまざまな Web ページへのリンク集や検索機能などが用意された Web サイトの仕組みを表します。

ポータルとは英語で入り口や門という意味を表します。

現在は検索サービスを中心にしたポータルサイトが主流です。

- ・メディカルネットワーク「Medical Network」

保健・医療・福祉に従事する人が、インターネットを利用して、様々な情報を共有して、意見の交換などが行える仕組みを表します。

- ・モバイル「mobile」

携帯電話機器などの携帯可能な情報、通信機器やこれらのために開発されたコンピュータシステムを表します。

・ u - J a p a n

ユビキタスネットワーク社会が実現されるための構想。

情報技術の基盤整備に重点を置いた e - J a p a n 戦略からユビキタス社会の実現を目指して総務省が 2 0 0 6 年から 2 0 0 7 年にかけて実施する、情報通信技術を推進する政策の名称です。

・ユニバーサルデザイン「Universal Design」

年齢や障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるようにデザインされたもの。最近ではホームページのみでなく、まちづくりにおいても基本的な考え方として利用されています。

ユニバーサルデザインの 7 原則

1. だれにでも公平に利用できること（公平性の原則）
2. 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
3. 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
4. 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
5. 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
6. 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
7. アクセスしやすいスペースと大きさが確保されていること（快適性の原則）

・ユビキタス「ubiquitous」

情報通信の機械を利用して、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」世代や地域を越えた意思疎通が盛んになり、さらに新しい社会の仕組みや価値観が生み出される、個性ある社会を表します。

・ラストワンマイル「last one mile」

具体的な長さではなく「最後に残された短い距離」といった意味です。

幹線部分に光ファイバーを引くときは、一度に何十本も束にして効率良く工事できますが、家庭に引き込むときは、1本1本工事するので手間も費用もかかってしまいます。この課題をラストワンマイル問題といいます。

・LAN「Local Area Network」

ネットワークの種類の一つで、社内などのコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワークを表します。

- ・ **ワーキンググループ**「Working Group」

システムなどを有効活用するにはどうしたらよいか，利用者の立場で課題を共有・検討し，解決策の討議や活用法などについて討議を行う組織をいいます。

- ・ **WAN**「Wide Area Network」

「広域通信網」の略。電話回線や専用線を使って，本社と支社間など地理的に離れた場所にあるLAN同士を接続したネットワークを表します。

- ・ **ワンストップサービス，ノンストップサービス**「one stop service, non stop service」

住民票や印鑑証明など複数箇所にもたがって提供されている手続きの窓口を，電子化によって1ヶ所に集めることで窓口サービスの統合化を行うことを表します。

ノンストップサービスについても，一度の手続きで必要な作業を24時間提供できるサービスができるものとしてワンストップサービスと合わせて使われています。